

受付番号	
------	--

介護保険居宅介護（支援）住宅改修費事前協議申請書【償還払い・受領委任払い】

フリガナ			保険者番号			2	9	2	0	4	5
被保険者氏名			被保険者番号								
生年月日	明・大・昭		年	月	日生	性別	男・女				
住所	〒 電話番号（ ） —										
住宅の所有者	本人との関係（ ）										
要介護状態区分	要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5										
有効期間	年 月 日から 年 月 日										
介護保険施設 医療機関等入院 入所の有無	無										
	有	施設・医療機関の名称			期間	年 月 日 年 月 日					
改修の内容 箇所及び規模					着工 予定日						
					改修 見積額	円					
施工業者 (受任者)	住所	連絡先									
	名称	代表者名									
介護支援事業所	事業所連絡先（ ） —				介護支援専門員氏名		㊟				
天理市長 様 上記のとおり、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（償還払い・受領委任払い）の承認を 受けたいので、関係書類を添えて事前協議の申請をします。 なお、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の申請が重複した場合は、本申請を優先してください。 。 事前申請日 年 月 日 住所 申請者（被保険者） 氏 名 ㊟											

注意 ・添付書類：住宅改修が必要な理由書（裏面）、見積書、見取り図、日付入りの着工前の写真、承諾書（申請者と住宅所有者が異なる場合）、確約書（受領委任払いの場合）
・この申請書の裏面に住宅改修が必要と認められる理由等を個所ごとに記入してください。

※天理市記入欄

添付書類	☐ 理由書 ☐ 承諾書 ☐ 見積書 ☐ 見取り図 ☐ 着工前写真 ☐ 確約書	支給方法	償還払い・受領委任払い
保険料 納付状況	未納（無・有 円） 滞納（無・有 円）	受付印	決裁欄
既費用 決定済額	円（ 回目）	着工	
	円（ 回目）	着工	
	円（ 回目）	着工	

(裏)

介護保険居宅介護（支援）住宅改修費領収書貼付箇所

ADL（日常生活活動）の状況

種 類	状 況			
	自 立	見守りが必要	一部介助	全面介助
移 動	自 立	見守りが必要	一部介助	全面介助
排 泄	自 立	見守りが必要	一部介助	全面介助
食 事	自 立	見守りが必要	一部介助	全面介助
入 浴	自 立	見守りが必要	一部介助	全面介助

住宅改修が必要と認められる理由と期待できる効果

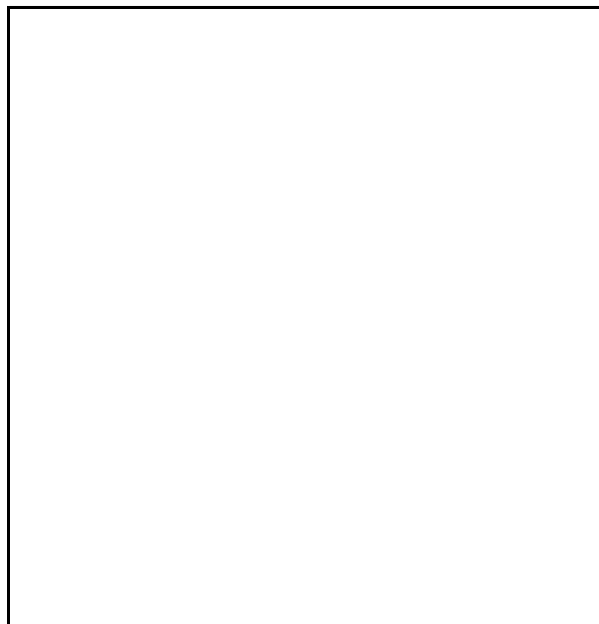
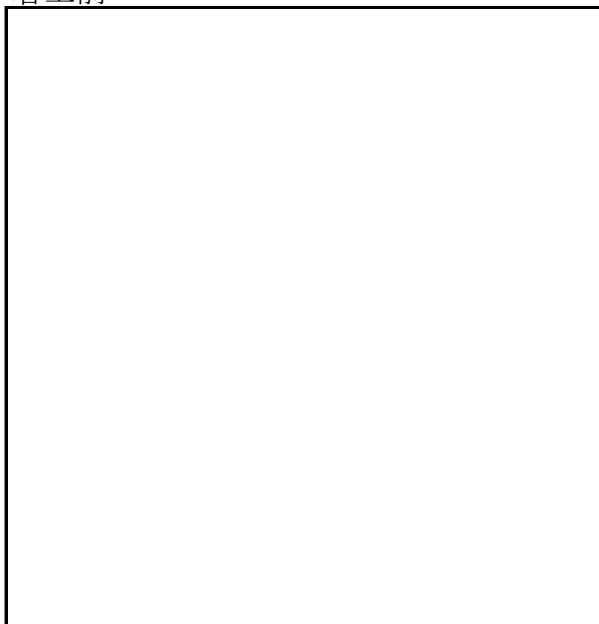
住宅改修の種類	住宅改修が必要と認められる理由と期待できる効果
1 手すり	
2 段差解消	
3 床材変更	
4 扉の取替	
5 便器の取替	
6 その他	

注意：住宅改修が必要と認められる理由は、種類ごとに介護支援専門員が記入してください。

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修着工前・完成後写真貼付

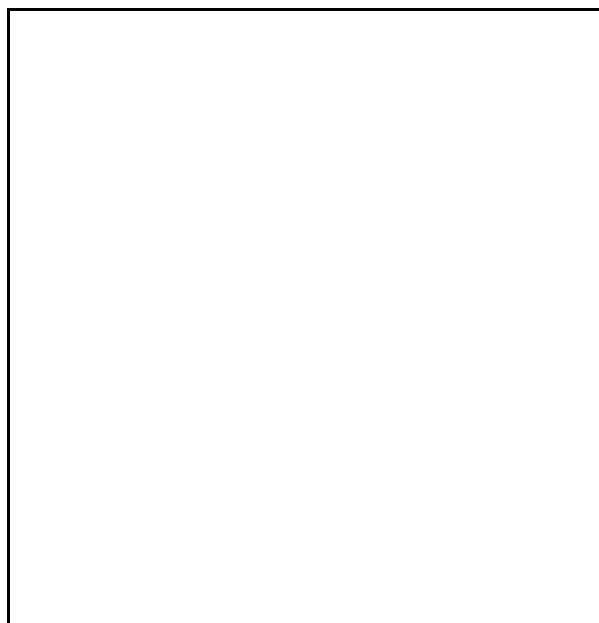
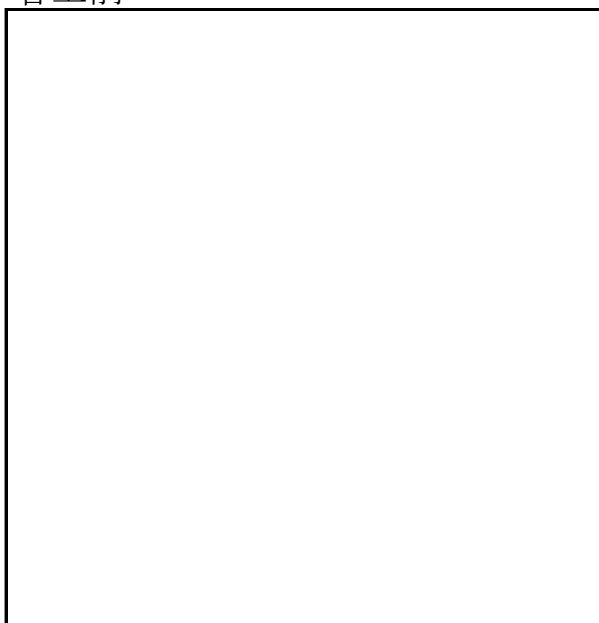
改修箇所

着工前



改修箇所

着工前



介 護 保 険 住 宅 改 修 用 見 取 り 図
(住宅改修事業者提出用)

保険者番号				2	9	2	0	4	5				
被保険者番号										記 入 日	年	月	日
氏 名										住 所			

工事事業者名			
居宅介護支援事業者名		担当ケアマネジャー	
住 宅	持ち家 ・ 賃貸住宅	改 修 箇 所 数	箇 所
家屋所有者名		工 事 期 間	～

[illegible]

備考

介 護 保 険 居 宅 介 護 （ 介 護 予 防 ） 住 宅 改 修 内 訳 書

[illegible]

承 諾 書

改 修 先 住 所

住宅の所有者

⑩

本人との関係（ ）

上記の住宅を被保険者 _____

が改修することを承諾します。

年 月 日

様式第2号（第4条関係）

天理市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払い取扱確約書

年 月 日

天理市長 様

（事業者）

所 在 地

事 業 者 名

代表者氏名

㊞

被保険者 _____ 様（以下「甲」という。）の天理市介護保険制度における住宅改修費の支給について、受領委任払いの取扱いを申し出るに当たり、天理市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱（以下「実施要綱」という。）の規定及び下記の事項を遵守することを確約します。

記

（基本事項）

- 1 厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類（平成11年厚生労働省告示第95号）に定められた介護保険給付の対象となる住宅改修の提供に関しては、関係法令、通達、天理市の条例、規則及び実施要綱等を遵守すること。
- 2 甲が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、甲の心身の状況・希望及びその周辺の環境を踏まえ、適切な住宅改修を行えるよう援助・施工・調整等を行うこと。また、住宅改修を行うことにより甲の日常生活の便宜を図り、甲を介護する者の負担の軽減を図るよう努めること。
- 3 住宅改修に当たっては、天理市、居宅介護支援事業者、天理市地域包括支援センター、居宅介護サービス事業者、保険医療サービス提供者、福祉サービス提供者との連携に努めること。
- 4 甲の意思及び人権を尊重し、常に甲の立場に立った住宅改修に努めること。

（見積書等の交付）

- 5 住宅改修の施工に係る費用を見積もって、「見積書」を作成し、甲に交付すること。その際、見積書には、住宅改修の内容、箇所及び規模並びに住宅改修に要する費用、施工事業者名及び連絡先等を明記すること。

（見積書の内容変更）

- 6 見積書の内容に変更があった場合には、速やかにその変更内容を甲に通知すること。

（住宅改修の施工等）

- 7 実施要綱第5条第1項により承認を受けたとおりの内容の住宅改修を行うこと。その際、住宅改修の施工等に関して、甲に十分に説明を行うこと。
(自己負担分の受領等)
- 8 住宅改修については、天理市介護保険住宅改修費受領委任払い承認決定通知書に記載されている自己負担額（保険給付分を除く。）の支払いを甲から受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また工事完了後、当該自己負担額の支払いを受けたときは、甲に自己負担額分の領収書を発行すること。
(保険給付の請求)
- 9 受領委任払いにより保険給付される部分の金額については、実施要綱第7条に定める書類等に不備がないかを確認したうえ、天理市長に請求すること。また、請求に当たって保険給付外の費用を請求しないこと。
(記録の整備)
- 10 住宅改修に関する記録を整備し、住宅改修の完了の日から2年間保存すること。
(通知)
- 11 甲が、次の事項に該当する場合には、遅延なくその旨を天理市長に通知すること。
 - (1) 詐欺その他不正な行為により、保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (2) 正当な理由なく、住宅改修の施工や設置に関する指示に従わないとき。
- 。
(指導、調査等)
- 12 天理市長が必要と認める指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、これに応じること。
- 13 関係法令、通達、天理市の条例、規則若しくは実施要綱又はこの遵守事項に違反し、その是正等について天理市長から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。
(苦情処理等)
- 14 甲から苦情又は相談があった場合において、甲の状況を詳細に把握する必要があるときは、状況の聞き取りのために訪問し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては甲の立場を考慮しながら、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を検討し、対処すること。
(秘密保持)
- 15 事業所の職員は、職務上知り得た甲及びその家族の秘密を保持すること。また、職員であった者に、職務上知り得た甲及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とすること。

支給申請受付

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書【受領委任払い】

フリガナ	保険者番号		292045											
被保険者氏名	被保険者番号													
生年月日	明・大・昭		年	月		日生		性別	男・女					
住所	〒												電話番号（ ）	—
住宅の所有者	被保険者との関係（ ）													
要介護状態区分	要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5													
有効期間	年 月 日から 年 月 日													
改修の内容 箇所及び規模							業者名							
							着工日							
改修費用	円						完成日							
介護支援事業所	事業所連絡先（ ）						介護支援 専門員氏名	㊟						
天理市長 様 上記のとおり関係書類を添えて介護保険居宅介護（支援）住宅改修費の支給を申請します。 なお、申請に係る介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領の権限を下記の者に委任します。 支給申請日 年 月 日 申請者（委任者） 住所 （被保険者） 氏名 ㊟ 事業者（受任者） 住所 事業者名 代表者名 ㊟														

注意 この申請書に自己負担分の領収書、事業所の請求書及び完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	本店 支店 出張所	種 目
			1 普通預金 2 当座預金 3 その他
	金融機関コード	店舗コード	口座番号
	フリガナ		
口座名義人			

[市 記入欄]	
前回までの費用額	円
前回までの支給額	円
今回改修費用	円
支給対象額	円

請 求 書

年 月 日

天理市長 様

所在地	電 話 番 号 ()
事業者名 代表者氏名 (請求者)	印

天理市介護保険住宅改修費の支給に係る受領委任払いに関する要綱に基づき、介護保険住宅改修費を下記のとおり請求します。

【 被保険者氏名 被保険者番号 】

次のとおり住宅改修費の支給を請求します。

(単位：円)

費 用 額	自 己 負 担 額	請 求 額	備 考
A	B	A－B	
請 求 額 合 計			

(金額の前に¥マークを記載してください。)

次に指定する金融機関の口座へ振り込んでください。

振込先金融機関名 支店名	銀行/信用金庫/農協/信用組合 本店/支店/出張所		
種目	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

支給申請受付

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書【償還払い】

フリガナ		保険者番号		2	9	2	0	4	5
被保険者氏名		被保険者番号							
生年月日	明・大・昭	年	月	日生	性別	男・女			
住所	〒 電話番号（ ） —								
住宅の所有者	被保険者との関係（ ）								
要介護状態区分	要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5								
有効期間	年 月 日から 年 月 日								
改修の内容 箇所及び規模			業者名						
			着工日						
改修費用	円		完成日						
介護支援事業所	事業所連絡先（ ） —		介護支援専門員氏名	㊟					

天理市長 様

上記のとおり関係書類を添えて介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。

支給申請日 年 月 日

申請者 住所
(被保険者) 氏名 ㊟

※被保険者本人以外の口座に振り込む場合必ず記入してください。

委任状

上記介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領を次の者に委任します。

年 月 日

代理人 住所
氏名 被保険者との関係

委任者 住所
被保険者名 ㊟

注意 ・この申請書に領収書及び完成後の状態が確認できる書類等を添付してください。

介護保険居宅介護（支援）住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	本店 支店 出張所	種 目	[市 記入欄]	
			1 普通預金 2 当座預金 3 その他	前回までの 費用額	円
	金融機関コード	店舗コード	口座番号	前回までの 支給額	円
	フリガナ			今回 改修費用	円
	口座名義人			支給 対象額	円

◎住宅改修の申請に必要な提出書類一覧

	提出書類	
1	介護保険居宅介護（支援）住宅改修支給申請書	・事前申請及び支給申請に使用。 ⇒記入漏れはありませんか？
2	住宅改修が必要と認められる理由と期待できる効果及び、ADLの状況（申請書裏面）	・介護支援専門員が記載。 ⇒住宅改修箇所全てに、必要と認められる理由が書いてありますか？
3	住宅所有者の承諾書	・住宅の所有者が申請者以外の場合は必要。 （所有者が申請者の場合は、不要） ・市営住宅・県営住宅の改修の場合は、それぞれの所有自治体の許可が必要。 ・住宅の所有者は、その <u>住宅の固定資産税を課せられている方</u> 。 ・住宅の所有者が既に死亡している場合、次に住宅の持主になる方から承諾書をもらう。 ⇒その際、住宅の名義変更予定など記入してもらう。
4	工事内訳書又は、見積書	・改修を行った箇所・種類ごとに数量、長さ、面積、材料費、施工費、諸経費等の詳細が明記されているもの。 ・大規模工事の場合は、介護保険適用分の工事のみの工事内訳書または、見積書を作成してください。 ・値引きや調整をする時は、消費税算出前の金額から引いてください。
5	住宅改修箇所見取り図	・内訳書又は、見積書と対比でき、改修箇所がわかるもの
6	工事着工前写真 （写真内に撮影日付が入っているもの）	・改修箇所ごとの写真で、改修予想（改修予定）を写真に記入してあるもの。 （『手すり』の取り付け位置、床材または通路面の材料の施工範囲、段差解消のための踏み台、スロープや敷居撤去など） ⇒日付機能のないカメラの場合、黒板などで日付を入れて撮影してください。 ・段差などの場合、 <u>スケール（ものさし）</u> 等をあてて数値を明示し、現状がよく分かるようにしてください。 ・一つの改修場所につき、写真は一枚である必要は

		ありません。(現況が分かるように<u>複数枚の添付も可</u>) ⇒改修箇所の状況に応じて、遠景・近景に分けて撮影すること。<u>改修箇所が特定できるように</u>してください。
7	工事完了後の写真 (写真内に撮影日付が入っているもの)	・改修箇所ごとの写真で工事着工前写真と対比できるもの。 ⇒着工前写真と比較するため、なるべく着工前写真と同方向から撮影してください。
8	領収書	・<u>申請者名の領収書</u> ・原本確認後、写しを受領し原本の返却可 ※領収書の金額は、<u>介護保険適用分</u>(実際に住宅改修でかかった費用)を記載する。 ※同じ世帯に属する被保険者がそれぞれ申請した場合、各被保険者が申請した部分に当たる住宅改修費の領収書とする。 ⇒<u>住宅改修費の合算はしてはいけない!!</u>

※申請者の希望等で、事前申請時点と改修部分・改修金額(見積書、内訳書)が変わる場合は、必ずご連絡ください。再度申請が必要になる場合があります。

【注意!!】

- ◆必ず着工前に事前申請をし、承認を得てください。
 - ◆承認を得る前に、工事(住宅改修の下準備も含む)を進めてしまった場合、その分の工事費用は支給対象外となります。
-  事前申請をし、承認を得る前に行った工事費用は支給できません!!

介護保険居宅介護（支援）住宅改修内訳書

部署名	部分	名 称	内容（仕様）	数量	単価	金額	住宅改修の種類	計上地域
便所	①	手すり	L型 L=600×400	1本	7000	7000		
		同上取り付け費		3式	1600	4800		
浴室	②	手すり	I型 L=400 横	1本	5500	5600		
		同上取り付け費		2式	1600	3200		
	③	木製ベース	L=400	1枚	2000	2000		
		同上取り付け費		2式	1000	3000		
寝室	④	手すり	I型 L=600 縦	1本	5800	5800		
		同上取り付け費		2式	1600	3200		
	⑤	床材変更	カーペット 300×1800	4m ²	3500	14000		
		大工床張り施工費		1	12000	12000		
玄関	⑥	手すり	L型 L=600×400	1本	7000	7000		
		同上取り付け費		3式	1600	4800		
	⑦	段差解消	踏み台 500×350×150mm	1個	19100	19100		
		同上取り付け費		1式	1600	1600		
添付している着工前写真のNo.を記入してください。		諸経費		10%		10000		
		値引き	値引きをする時は、消費税算出前の金額から引いてください。	1		-100		
		合計	材料費と施工費を適切に区分し、仕様を明記してください。			103000		
		消費税				5150		
		総合計				108150		

介護保険居宅介護（支援）住宅改修内訳書

居室名	部分	名称	内容（仕様）	数量	単価	金額	仕切面積 ㎡	引出面積 ㎡
便所	①	手すり	L型 L=600×400	1本	7000	7000		
		同上取付け費		3式	1600	4800		
浴室	②	手すり	L型 L=400 横	1本	5500	5600		
		同上取付け費		2式	1600	3200		
	③	木製ベース	L=400	1枚	2000	2000		
		同上取付け費		2式	1000	3000		
寝室	④	手すり	L型 L=600 縦	1本	5800	5800		
	⑤	床材変更	カーペット 360×1800	4㎡	3500	14000		
		施工費		1式		22200		
玄関	⑥	手すり設置工事一式	L型 L=600×400	1式		11800		
	⑦	段差解消工事一式	踏み台 500×350×150mm	1式		20700		
		諸経費		10%		10600		
		値引き		1		-100		
		合計				103300		
		消費税				5150		
		総合計				108150		

見積（内訳）書【よい例】

改修箇所や改修に必要な福祉用具（手すりなど）の数量や長さ、面積などの規模を明確にしていいただき、材料費と工事費を適切に区分してください。

見積（内訳）書【悪い例】

改修種目ごとに施工費を適切に按分してください。按分が出来ない場合は、改修箇所ですとめた施工費を記入してください。

「材工一式」とは「材料・工賃をあわせていくらか」という場合の算出方法について、「手すり施工一式」や「床材変更フローリング一式」などは、工事内容の適否について審査することができません。
「材料費〇〇円・工賃〇〇円」と明確にしてください。

介護保険住宅改修用見取り図

(住宅改修事業者提出用)

保険者番号	292045	記入日	平成 22 年 7 月 7 日
被保険者番号	0001234567	氏 名	天理 太郎
住所	天理市〇〇町〇〇番地		
工事事業者名	(株) 〇〇〇〇〇		
居宅介護支援事業者名	△△△支援センター	担当ケアマネジャー	□□□ 〇〇〇
住 宅	持ち家 賃貸住宅	改修箇所数	7 箇所
家屋所有者名	天理 太郎	工事期間	～

住宅改修見取り図と必要な箇所

写真No.を記入してください。
できれば撮影方向を矢印で示してもらえるとありがたいです。

便所 手すり
①L型 L=600×400
浴室 手すり
②I型 L=400 横
③木製ベース(補強板) 400
寝室
④手すり I型 L=600 縦
⑤カーペット張り △△m2
玄関
⑥手すり L型 L=600×400
⑦踏み台 500×350×150mm

このような平面図だけでなく、必要に応じて側面図も作成してください。

⑦
台所
150mm
300mm
350mm
踏み台
玄関

備 考

改修箇所

着工前

必ず、撮影年月日を写し込んでください。
(撮影年月日が入っていないと受理できませんので、ご注意ください。)

段差などは、スケール(ものさし)等をあてて数値を明示し、現状がよく分かるように写して下さい。

- * 写真は、日付機能があるカメラを使用するか、黒板や紙などに日付(○年○月○日)を入れて撮影すること。
- * 改修箇所の状況に応じて、遠景・近景に分けて撮影し、当該改修箇所が特定できるようにする。
(1枚で表示することが困難な場合は、分割して複数枚で全体を示すことも可能)
- * 改修内容に応じて、スケール等で数値が確認できるようにすること。
- * 改修予定の状態が分かるように、改修内容を写真上に示すこと。
(「手すり」の取り付け位置、床材または通路面の材料の施工範囲、段差解消のための踏み台やスロープ、敷居撤去など)

改修箇所

着工後

着工前写真と比較するため、なるべく着工前写真と同方向から撮影してください。

段差解消のためのスロープや踏み台などは、固定部分が確認できるように撮影してください。

介護保険を使って

事前申請が必要です！

住宅改修を希望される方へ

要支援・要介護認定を受けた人が、自立しやすい生活環境を整えるために、手すりの取り付けや段差の解消など小規模な住宅改修を行った場合、20万円を上限として改修費の9割（18万円まで）が介護保険より支給されます。

●支給対象者●

要介護または要支援認定(要介護度1から5、要支援1、2)を受けている被保険者
※認定申請の結果非該当(自立判定)の方は給付を受けられません。

●住宅改修が行える住宅●

介護保険被保険者証に記載されている住所の住宅に限ります。

●住宅改修費の支給限度基準額●

介護度状態区分(要介護・要支援)にかかわらず、同一の住宅で原則20万円。

(保険給付は18万円)

(例) 改修費用(原則20万円)×保険給付率(9割)=支給額(18万円)

※ただし、保険料未納による「給付制限」を受けている場合は、保険給付率が70/100となり、給付額が減額されます。

●住宅改修費の支給額●

住宅改修支給限度基準額内でかかった費用の9割を後日、支給します。

●支給対象の住宅改修内容●

1.	手すりの取付け
2.	段差の解消
3.	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材質の変更
4.	引き戸等への扉の取替
5.	洋式便器等への便器の取替
6.	その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※要介護者等が自ら材料を購入し、本人・家族等が住宅改修を行った場合は、材料の購入費が支給対象。

●住宅改修費の支給対象外●

- ・事前申請の承認無しに、住宅改修を行った場合。
- ・認定申請中に事前申請を行い、工事の着工を行うが介護度状態区分が出なかった場合。
- ・すでに支給限度基準額の20万円を使用されている場合。
- ・住宅改修対象外の改修費用分。

住宅改修に係る費用の全額を施工業者に支払うことが困難な場合には、施工業者に住宅改修費の支給申請及び受領の権利を委任して、施工業者には自己負担分（1割分）のみ支払うことができます（受領委託払い）。詳しくは介護福祉課へご相談ください。

◎注意事項

1. 事前申請時点及び工事期間中において、要介護・要支援の認定を受けていること。
※要支援・要介護認定を新規で申請中または、入院（入所）中に住宅改修を行うことは可能ですが、認定結果が非該当であった場合、または退院（退所）しないことになった場合は、住宅改修を支給できませんのでご注意ください。
2. 介護保険被保険者証に記載されている住宅の改修であること。
3. 在宅の要介護（要支援）被保険者の心身の状態や住宅の状況に照らして、必要な住宅改修であること。
4. 必ず着工前に事前申請をし、承認を受けること。
5. 住宅改修費の支給限度基準額（原則 20 万円）を使い切っていないこと。
6. 事前承認を受けた内容（改修部分・改修費用額）が変わる場合は、必ずご連絡ください。再度申請が必要になる場合があります。
7. 介護保険料の滞納がある方は、必ず保険料完納の上、申請してください。
※ただし、保険料未納による「給付制限」を受けている場合は、保険給付率が 70/100 となり給付額が減額されます。

住宅改修費支給限度額管理の例外

①介護の必要の程度が著しく高くなった場合

過去において最初に住宅改修費の支給を受けた住宅改修の着工日と比較して、「介護の必要の程度」の段階が 3 段階移譲高くなった場合、限度額が改めてリセットされる。

着工日の要介護度	再度 20 万円まで住宅改修費が支給可能となる介護度
旧要支援	要介護 3、要介護 4、要介護 5
要支援 1	要介護 3、要介護 4、要介護 5
要支援 2	要介護 4、要介護 5
経過的要介護	要介護 3、要介護 4、要介護 5
要介護 1	要介護 4、要介護 5
要介護 2	要介護 5

- ・要介護等状態区分が 3 段階上がっても、「介護の必要の程度」が 3 段階以上、上がってなければ 3 段階リセットの例外は適用されない。
- ・3 段階リセットの例外が適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があってもリセットされる。
- ・3 段階リセットの例外は、一人の被保険者につき 1 回のみ。

②転居した場合

- ・転居した場合は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について 20 万円まで支給可能
- ・3 段階リセットの例外は転居後の住宅のみに着目して適用（転居リセットの例外が優先）
- ・転居前の住宅に再び転居した場合は、転居前住宅に係る支給状況が復活

◎住宅改修支給申請の流れ

○住宅改修は、着工前に市の介護福祉課に事前申請をします。
○必ず担当のケアマネージャーと相談して、改修内容を決めます。

ケアマネージャーに相談

施工事業者の選択・受領委任払いの同意を得る

提出書類を揃えて、天理市へ事前申請する

天理市が事前申請内容を審査する

天理市が事前申請の内容を承認決定する
ケアマネージャーに承認連絡をする

申請者に承認決定通知書を送付する
申請者が施工事業者に承認決定の連絡をする

着工

完了

必要書類を揃えて、天理市に支給申請する

天理市が支給申請の内容を審査する

天理市が支給決定する
申請者に支給決定通知書を送付する

住宅改修費（費用の9割分）を申請者に支給

○提出書類○

- ・住宅改修費事前協議申請書
- ・住宅改修が必要な理由（申請書の裏面、ケアマネージャーが記入）
- ・工事内訳書又は、見積書
- ・住宅改修箇所見取り図
- ・工事着工前の写真（撮影日が写っているもの）
- ・住宅所有者の承諾書（所有者が申請者の場合は、不要）
- ・受領委任払い取扱確約書（添付がなければ償還払いと判断します）

○提出書類○

- ・住宅改修費支給申請書
- ・工事完了後の写真（着工前の写真と対比でき、撮影日が写っているもの）
- ・自己負担分の領収書
【受領委任払いによる申請の場合】
- ・住宅改修費支給申請書
- ・工事完了後の写真（着工前の写真と対比でき、撮影日が写っているもの）
- ・申請者負担分の領収書（1割分）
- ・事業者の請求書（介護保険対象の9割分）

天理市が支給決定する
申請者に受領委任払い通知書を送付する
施工事業者に支給決定通知書を送付する

住宅改修費（費用の9割分）を施工業者に支給

◎認められる住宅改修の範囲

	種類	内容	補足
1	手すりの取り付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものです。	※福祉用具貸与に定める「手すり」は除きます。
2	段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための住宅改修（例えば敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ、通路等の傾斜の解消等）	※福祉用具貸与に定める「スロープ」（設置工事を伴わないもの）を除く ※福祉用具購入に定める「浴室用すのこ」の設置による段差解消は除く ※昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除く
3	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	○畳敷から板製床材、ビニル系床材等に変更 ○浴室の床材をすべりくいものに変更 ○通路面を滑りにくい舗装材への変更等	
4	引き戸などへの扉の取替え	○開き戸を引き戸、折れ戸、アコーディオンカーテン等に取り替える ○ドアノブの変更 ○戸車の設置等 ○扉の撤去	自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置等の費用相当額は決定給付の対象外
5	洋式便器などへの便器の取替え	和式便器を洋式便器（暖房便座、洗浄機能付きでもよい）に取り替える	※既にある洋式便器を暖房便座、洗浄機能付き便器取り替えることは含まれない ※非水洗和式便器から（簡易）水洗様式便器に取り替える場合、水洗化に係る工事は決定給付の対象外
6	その他 1～5 までの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	○手すりの取付けのための壁の下地補強 ○浴室の床等の段差解消（床のかさ上げ等）に伴う給排水設備工事 ○床または通路面の材料変更のための下地の補強や根太の補強 ○扉の取替えによる壁又は柱の改修 ○便器の取替えによる床材の変更 ○水洗和式便器から水洗洋式便器への取替えに伴う給排水設備工事 ○転落防止柵の設置	※スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置